



小野 篁，その人と和歌：反骨性と屈折性

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 和彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00002428

小野 篁、その人と和歌

——反骨性と屈折性——

小林 和彦

一 人と事績の概観

小野 篁(八〇二〜八五二)は、平安初期の文人官僚である。小野妹子六世の孫で、その家系には、かなりの官職に就いた人を見ることが出来る。なかんずく父岑守は、幾つかの地方官・京官を歴任し、参議正四位下に至っており、有能な実務家・法制家であったらしく見受けられる。また詩文をよくし、勅撰詩集『凌霄新集』(八一四)の撰者の一人として、その編纂にもたずさわった。

篁は、岑守の長子として、桓武朝の延暦二十一年に生れ、平城朝を經、少青年時代に嵯峨・淳和兩朝の漢詩文隆盛の時にあひ、仁明朝に官僚としての事績を遺し、文徳朝の仁寿二年、五十一歳で薨じた。官は参議左大弁に至り、病篤きことが伝えられた時、特旨を以て従三位に叙せられた。「有職」の人、また「詩家之宗匠」、書において「古二王之倫」の名声を博し、詩文及び和歌の作品若干を今日に伝える。

篁に関する研究は、従来、その詩文が、日本漢文学史上『白氏文集』の受容の面から特に注目され、また、篁仮託の歌物語『小野篁集』の発見紹介に伴い、その研究が進められてきたが、その和歌、特に篁作と見うる『古今和歌集』所載歌については、『古今和歌集』

またその一首によって『小倉百人一首』の注釈的研究の一部をなしてきたのが主なものである。本稿は、『古今和歌集』所載歌を中心として、その文学的特質を、作者篁の人物像と重ね合わせながら、明らかにしてゆこうとするものである。

まず初めに、篁の伝記資料及び文学作品を概観しておく。

I その人となり、閏歴及び事績等については、『続日本後紀』『文徳実録』『公卿補任』『尊卑分脈』などに見られ、特に『文徳実録』は、その薨じた事の記事に続けて、千数百字に及ぶ伝(後掲)を載せている。

II 詩文家として、『経国集』に二編、『扶桑集』に四編の詩、『和漢朗詠集』に十一編の詩句、『本朝文粹』に四編の文章を遺している。古くは『野相公集』五巻も伝わっていたらしい。

III 歌人としては、『古今和歌集』に六首入集している。いわゆる六歌仙時代の遍昭(八一六〜八九〇)や在原業平(八二五〜八八〇)らに先駆する歌人として、この入集歌数は、高い評価のものと思われるべきであろう。

IV 『小野篁集』(篁日記・篁物語とも)なるものが伝えられ、三十首の和歌を含み、うち十四首が篁らしい人物の作となっている

が、これは、篁に仮託された後代の歌物語であつて、篁の作品としては遇することができない。『新古今和歌集』以下の勅撰集に篁作として取める六首は、ほぼ『小野篁集』に拠つたものらしく、従つて、篁の文学を考える上に直接の資料とはなしえないものである。

V 右のほか、『今昔物語集』『江談抄』『撰集抄』『宇治拾遺物語』

『十訓抄』等の説話集に、篁の逸話・事績・作品等を載せるが、その多くは、彼の学才や数奇な運命を核として形成された伝説的なものであつて、彼の人物像を考える上での周辺資料とはなりえても、直接、彼の閨歴や事績、また文学を考える上での根本資料とはなりえないものであろう。

以上のI-Vを通じて、資料的にはすでに、阿部俊子氏が精細に調査、考察しておられ（『歌物語の周辺』昭四四、七九七―九八四ページ）、筆者の加えるべきものはない。本稿は、III『古今和歌集』所載歌の考察を中心とするので、必要に応じてI-IIの資料を援用するにとどめる。この際にも、阿部氏の学恩をこうむるところ少なくないことをあらかじめ記しておく。

ところで、先に紹介した『文徳実録』の「篁伝」は、彼の人となりや事績を伝えて最も広汎な資料であり、以下の叙述にしばしば引用することにならうから、次に抄録して若干の解説を加える（以下、引用文の番号、及び引用文中の傍点・傍線等は、便宜上私に付したものである。出典は、特にことわつたものの外は、『国史大系』『日本歌学大系』『日本古典文学大系』本に拠る。ただし、漢字は新字体に改める）。

- 1.1 (仁寿二年十二月) ○癸未。参議左大弁從三位小野朝臣篁薨。篁。参議正四位下岑守長子也。岑守。弘仁之初為陸奥守。篁隨父客遊。便於於鞍。後歸京師。不事學業。嗟峨天皇聞之。歎曰。既為其人之子。何還為弓馬之士乎。篁由是慚悔。乃始志學。十三年春奉文章生試。及第。天長元年拜巡察彈正。二年為彈正少忠。五年遷為大内記。七年為式部少丞。
- 1.2 九年授從五位下。拜大宰少式。有詔不許之官。其夏喪父。哀毀過禮。十年為東宮學士。俄拜彈正少弼。
- 1.3 承和元年為聘唐副使。明年春授從五位上。兼備前權守。數月拜刑部大輔。三年授正五位下。五年春、聘唐使等四舶。次第泛海。而大使参議從四位上藤原常嗣所駕第一舶。水漚穿缺。有詔以副使第二舶。改為大使第一舶。篁抗論曰。朝議不定。再三其事。亦初定舶次第一之日。挾取最者。為第一舶。分配之後。再經漂迴。今一朝改易。配當危器。以己福利代他害損。論之人情。是為逆施。既無面目。何以率下。篁家貧親老。身亦疴瘵。是篁汲水採薪。當致匹夫之孝耳。執論確乎。不復駕舶。
- 1.4 近者。太宰鴻臚館。有唐人沈道古者。聞篁有才思。數以詩賦唱之。每視其和。常美艷藻。六年春正月遂以捍詔。除名為庶人。配流隱岐国。在路賦謠行吟。七言十韻。文章奇麗。興味優遠。知文之輩。莫不吟誦。凡當時文章。天下無雙。草隸之工。古二王之倫。後生習之者。皆為師模。
- 1.5 七年夏四月。有詔特徵。八年秋閏九月叙本位。十月任刑部大輔。九年夏六月為陸奥守。秋八月入拜東宮學士。
- 1.6 其月兼式部少輔。十二年春正月授從四位下。于時法隆寺僧善愷告。少納言登美真人直名為寺檀越。枉法狀。訴之太政官。

官加_二訊鞠_一。漸將_二讞斷_一。而世論噉々。為_二善愷成_一私曲_一。由_二此朝廷更論_一此事_一。延至_二分争_一。名例律私曲相湏_二之義_一。或以為_二一。或以為_二二。弁官上下。還罹_二其網_一。……事未_二斷畢_一。十三年五月為_二權左中弁_一。新闕_二其事_一。即執_二律文_一。以為_二私与_一曲明是_二也。若私若曲。有_二一於此_一。未_レ免_二其罪_一。而連_二涉日月_一。不肯決斷。仍上_レ請_二議定_一私曲律義_一之表。并所_レ執_二以糾_一法家之不熟律義_一。明_二弁官之可_レ處_一私罪_一。篁初恨_二此論之不平_一。作_二傷時詩_一卅韻。寄_二參議滋野朝臣貞主_一。後重令_二諸儒傍議_一。其文曰。被_二右大臣宣_一。傳_レ奉_レ勅_レ執_二參議小野篁朝臣上表及所_レ執_二律文_一。議定可_レ考_二申_一。謹依_二宣旨_一。覆_二案律文_一。……篁朝臣所_レ執_二誠為_二允愷_一。九月遷_二左中弁_一。十四年春正月為_二參議_一。四月兼_二彈正大弼_一。十五年春正月轉_二左大弁_一兼_二信濃守_一。夏四月又兼_二勘解由長官_一。……

1.7 明年春正月加_二從四位上_一。夏五月以_二病辭_一官_一。三年四月加_二正四位下_一。仁壽元年春正月遙_二授_一近江守_一。明年春病瘳。復為_二左大弁_一。後又病發不_レ朝。天皇深為_二矜憐_一。數遣_二使者_一。赴_二視病根_一。賚_二賜錢穀_一。冬十二月就_二家_一。叙_二從三位_一。及_二困篤_一。命_二諸子_一曰。氣絶則殮。莫_レ令_二人知_一。薨時年五十一。篁身長六尺二寸。家素清貧。事_二母至孝_一。公俸所_レ當。皆施_二親友_一。

1.1は、篁の少年時代のエピソードで、父に随い陸奥にあつたが、乗馬を事とし、学問を怠つた。嵯峨天皇が岑守の子にふさわしくないことを嘆かれたと聞き、以後は学問に精勵し、文章生の試に及第するに至つた、というのである。しかしながら陸奥時代の生活は、彼に剛毅の氣風を養わせ、後年の彼を青白き文人官僚にとどまらせなかつたことを考えておくべきだろう。

1.2は、「令義解」の編纂にたずさわつたもので、時に三十一ないし三十二歳。少壯の學者として面目を發揮したであろうことがうかがわれる。なおその序は、野相公（參議小野篁の謂）の撰として、『本文粹』に載る。詩文家としても、すでに世に顯れていたのである。

1.3、1.5は、遣唐副使に任せられ（三十三歳）、乗船の事に関して大使と争い、遂にその任を放棄した事件。そのために隱岐配流となり、一年余で特赦をうけ、官僚として再出發する。時に四十歳。

1.6は、「私曲」の語についての法解釈上の論争があり、篁のはたらくと明快な論断によつて、事が解決を見たという、法制家としての彼の面目を最も發揮した場面である。時に四十五歳。翌年の參議昇進は、この時の功に拠るものであろう。

1.7は、篁晩年の状と人となりである。

以上、篁の閔歴や人となり、またその人生の上で節目となつた事柄を、主として「伝」に拠りながら、素描してみた。これから浮かび上がるその人物像は、剛毅直情の人であり、信念と正義の士であり、情に篤い人でもあつたようである。その篁の言行には、二つの表現形態をとらえることができる。一つは、遣唐の事に関わつて見せたような、直言し、端的に行動してはばからない、激情家・行動家としてのそれであり、他の一つは、「私曲」論争に際して見せたような、理路整然として事の本質を説く、理論家としてのそれである。しかし、この事は、二にして一であつたといえよう。すなわち、曲事を憎み、自己の信念に忠実に生きようとしたのである。彼の文学についても、真情の表現が指摘される一方、「逃避的」「韜晦」ということもいわれる。篁の和歌の特質はいかなるもので、彼の人物や閔歴は、これにいかに関わるのであろうか。

二 古今集所載歌の考察（その一）

まず、本稿における最も基本的な資料であり、考察の中心をなす『古今和歌集』所載歌六首を掲げる。これが、篁作として見るべき和歌のすべてである。

2.1 むめの花にゆきのふれるをよめる
花の色は雪にまじりてみえずとも かをだにはほへ 人のしるべく
〔巻六・冬・三三五〕

2.2 おきのくにながされける時に、ふねにのりていで
たつとて、京なる人のもとにつかはしける

わたの原やそしまかけてこぎいでぬと 人にはつげよ あまのつり舟
〔巻九・羈旅・四〇七〕

2.3 いもうとの身まかりにける時よみける

なく涙雨とふら南^な わたりがは水まさりなばかへりくるがに
〔巻十六・哀傷・八二九〕

2.4 諒闇のとし、池のほとりの花を見てよめる

水のおもにしづく花の色 さやかにもきみがみかげのおもほゆるかな
〔巻十六・哀傷・八四五〕

2.5 題しらず

しかりとてそむかれななくに 事しあればまづなげかれぬ あなう世中
〔巻十八・雑上・九三六〕

2.6 おきのくにながされて侍りける時によめる

おもひきや ひなのわかれにおとろへて あまのなはたきいさりせんとは
〔巻十八・雑下・九六一〕

以下、おおよそ成立年代と思われる順をおって考察する。

2.1の歌は、藤原清輔『奥義抄』の「盗古歌」の条に、僧正遍昭の次の歌と並べて、遍昭の歌が篁の歌を盗んで詠んだのだとしている以外、歌学・注釈上ほとんど注目されたことのない歌である。

2.7 はるのうたとてよめる よしみねのむねさだ

花の色は霞にこめてみせずとも かをだにぬすめ 春の山かぜ
〔巻二・春下・九一〕

右に見るように、明らかに詞と続けがらにおいて、類同性のあることが指摘される。記名が「よしみねのむねさだ」とあって、遍昭在俗の青年時代の作と知られるが、遍昭の出家は、仁明帝崩後の嘉祥三年（八五〇）三月二十八日三十五歳の時である。篁は当時四十九歳である。遍昭の歌作が二十歳前後に始まると仮定し、篁三十五歳前後以降に2.1を詠んだとすれば、この両首の成立の先後は微妙なものとなる。ただいえることは、措辞・用語において類同性をもちながらも、発想においては、遍昭の耽美的であるのに対して、篁のは人事を寄せた趣とも見うることである。すなわち、おのれを「花」になぞらえたものとすれば、おのれの才が世に顕れない嘆きをこめた述懐の歌ともよみ取れるのである。このような心事は、彼の習学時代または文章生ないし卑官の時代にこそふさわしい。三十歳代の初めには、少壮の学者・文人として、すでに世に許された存在であつ

た。従って、遍昭の歌との先後を云々することは最早必要あるまい。ここでは、自ら待むこと篤く、野心をひそめた青年篁の風貌を見れば足る。文章生出身の学者・文人が、なお官途に希望をもちえた時代でもあったのである。『古今和歌集』雑歌には、述懐の歌を多く載せる。しかし、その多くは老いをむかえての嘆きで、篁のごとき心事を述べた作は見られない。才幹をいながら、なお世に顕れることのない嘆き、といえば、万葉歌人山上憶良の「貧窮問答歌」（『万葉集』八九二・八九三）の「……我を除きて 人は在らじと 誇ろへど……」云々を想起するが、彼の発想は多分に中国文人的であり、その意図が十全に達しえたかどうかは別として、一つの社会批判の意味をもっていた。篁の歌は、彼一個の抒情の世界にとどまっているとはいうものの、彼の若年（ほぼ二十歳代の作と推定しての上のことだが）の時の志向が、すでに中国文人的なものを蔵していたことは、彼の後年の生き方と作品の特質を考える上に重要である。

2.3の歌は、妹の死に際して詠まれたもので、『古今和歌集』哀傷歌の巻頭に据えられた歌である。この歌は、歌物語『小野篁集』発想の源泉をなしたものとして注意されているが、年代・事実を確かめるべき資料はない。ただその悲泣慟哭の響きに注目しておこう。

2.5の歌もまた、詠作の年代及び事情を明らかにしない。従って、注釈的には、初句「しかりとて」の指示内容が結句をうけること、「そむく」が出家遁世を意味することが注意されてきたにとどまる。つまり、

憂き世であるからといって、世を捨てることもできない。何か事があると、嘆息されることだ。ああ愛いことよ。この世の中は。

というほどの意味になる。ところで、篁に、「憂（き）世の中」と思わせ、その憂き世を捨てようにも「そむかれなく」と嘆かせる種となった「事」とは、いつごろの、どんな事であったのだろうか。

第一に、無常を感じさせるような「事」が考えられる。まず「いもうと」の死がある(2.3)。「小野篁集」は、この妹が篁の異母妹で、篁と恋愛関係に陥ったが、親に間をさかれ、食事を断って死ぬ。そして亡霊となって篁に逢いに来る。篁は涙を硯の水として法華経を書写し、供養した、という、悲恋と怪異の物語に仕立てている。亡霊云々はともかくとして、妹の存在すら詞書によって知られるのみで、事実関係を確かめるすべはない。次に、父の死がある。前掲1.2に「其夏（天長七年・八三〇）喪父。哀毀過礼」とある。篁が肉親への情愛の濃やかな人であったことがうかがわれる。1.7にも「事母至孝」の評言がある。この母への孝養が、次に述べる遣唐使発向に際しての彼の任務放棄の理由の一つともなっており、「そむかれなく」の心情に深く関わっていると見てよいであろう。2.5の歌に、肉親の死による無常感をとらえることは最も考えやすいことである。この場合は、妹なり父なりの死にあって、「憂き世の中」と観じ、世を捨てたいと願っても、母を遺しておかれない、これが「そむかれなく」と嘆じさせた背景ということになる。

右は私的生活における憂き事であるが、第二に、公的生活における憂き事存在が考えられる。最も考えやすいことは、彼が承和元年（八三四）遣唐副使に任命されたことである。遣唐船が往復の海路でしばしば遭難したことは、各種の資料が明らかにしている。篁の時も、初め博多沖で遭難し、再度の船出に際し、篁の第二船と大使の第一船とを取り換えるべき議が起り、これに篁が「抗論」して配流のことに至るのであるが、その抗論の中に、「篁家貧親老。（親）

身亦疔瘵。是篁汲水採薪。当致匹夫之孝耳。」として譲らなかつたという(1.3)。ここでも母の存在が大きな理由となっている。この場合は、遣唐副使任命あるいは遣唐船発向の事が決つて、しかし自分には老いた母があり、その身が気遣われるのだが、勅命には「そむかれなく」と、わが憂き世が嘆かれた趣となる。あるいは配流の事に関わつて、出家してしまいたいとまで思うのだが、老母の身が気遣われて、それもなしがたい、という趣だとも考えられよう。

「事」が、第一、第二のいずれの場合に関わるのか、あるいはこれら以外の場合(たとえば2.1に関連する仁明帝の崩御⁽¹¹⁾)のものであるのか、これ以上明らかにはしえない。ただ、篁に「憂き世」と嘆じさせる何かの「事」があり、しかも「そむかれ」ぬ羈絆が、彼の深い憂鬱の源となつてゐることだけは惻々として伝わつてくるのである。竹岡正夫氏⁽¹²⁾がこの歌を評して、「まじめに心中を正面から和歌化せずに、その口調にいわば或る茶化し気味がある」とされたことは受け入れがたいが、「心中を正面から」顕していない、また「一種の韜晦の表現ともなつてゐる」とも見ることは、確かなのである。ただし、それは、いかなる「事」に関わるのかが「正面から」詠まれていないだけであつて、「そむかれなく」「あな憂世の中」という彼の心情はごまかしのないものであり、彼の人生でのある場面に関連付けて理解しうるものであることは、はっきりと指摘しておくなければならない。

三 古今集所載歌の考察(その二)

2.2 「わたのはら……」の歌は、遣唐発向を拒否し(1.3)、隠岐遠流に処せられ(1.4)、難波の浦から出航する際の歌であるが、『小倉百人一首』にも撰入せられて、広く人口に膾炙するところとなつた。

この歌の「やそしま(八十島)」については、それが「多くの島の義であり、『能因歌枕』などにも載せる出羽国の地名とは別のもの」であることが、上覚『和歌色葉』、顕昭『古今集註』、同『袖中抄』、藤原範兼『和歌童蒙抄』などにすでに注意せられており、今日では定説となつた感がある。たとえば『袖中抄』に、この歌をあげて、

3.1 顕昭曰、やそ島と云事にふたつの様あり。一には出羽国にやそ

しまと云所侍り。一には八十の島と云也。それは一所をさすに非ず。あまたの島を云なり。中にも此歌は小野篁朝臣隠岐国へながされける時に、舟に乗て出立とて京なる人のもとにつかはしける歌なれば、いよく出羽のやそ島とは思べからず。あまたのしまくをかけてこぎいづとおもひさだむべし。

とすることくである。従つて句意も、「たぐさんの島々を目にかけて」(日本古典文学大系『古今和歌集』頭注)、「たぐさんの島々を目当てとして」(日本古典文学全集『古今和歌集』通釈)、「かぞえきれない島から島へめがけて」(島津忠夫氏『百人一首』)などとすることが普通である。そして事実、『万葉集』以来、歌に詠まれている「やそしま」の語の多くは、「多くの島」の義で用いられているのである。私見においても、これに全面的に異を立てるものではない。ただ、この歌の成立事情に関わつて、その背後に遙曳するものをいささか追求してみたいのである。

篁が遣唐発向を拒み、隠岐遠流に処せられた経緯は、先の「篁伝」1.3.1.4の条に見ることくであるが、また、別の事実を加えるものとして、『続日本後紀』の次の記事がある。

3.2 十二月……已亥……是日。勅曰。小野篁。内含_レ綸旨。出使_レ外

境。空称_レ病故。不_レ遂_レ国命。准_レ执律条。可_レ处_レ絞刑。宜_レ降_レ死一等。处_レ之遠流。仍配_レ流隱岐国。初造_レ船使造_レ船之日。先自定_レ其次第一名_レ之。非_レ古例_レ也。使等任_レ之。各駕而去。一漂廻後。大使上奏。更復_レ卜定。換_レ其次第一。第二船改為_レ第一。大使駕_レ之。於是副使篁怨懟。陽_レ病而留。遂懷_レ幽憤。作_レ西道謠。以刺_レ遣唐_レ之役也。其詞牽輿多犯_レ忌諱。嵯峨太上天皇覽_レ之。大怒令_レ論_レ其罪。故有_レ比竄謫。(仁明天皇承和五年の条)

篁配流の原因となったことの一つに、彼が「西道謠」なる詩を作
り、「遣唐之役」を諷刺したと見られたことが嵯峨上皇の怒りをつか
たというものである。彼に時事を諷する詩のあつたらしいことは注
目されよう。彼には直言直行してはばからない気概があつた。しか
し、時事に関して言に述べようとして述べえぬ(多くは政治的、社
会的情況の制約によって)「幽憤」があり、なおかつ言に出だそうと
するとき、その思いを他の事物に託して暗示する、いわゆる諷刺・
諷諭の表現形態をとることとなる。これは、最も屈折の大きい表現
である。

さて「諷諭」といえば、中唐の詩人白居易(七七二―八四六)の
「諷諭詩」を想起する。白居易は、「与元九書」(『白氏長慶集』所収)
の中で、自らの詩を、諷諭詩・閑適詩・感傷詩・雜律詩に分ち、次
のように述べる。

3.3 僕志在_レ兼濟、行在_レ独善、奉而始_レ終之則為_レ道、言而發_レ明之則為_レ詩。謂_レ之諷諭詩、兼濟之志也。謂_レ之閑適詩、独善之義也。故覽_レ僕詩、知_レ僕之道焉。其余雜律詩、或誘_レ於一時一物、

發_レ於一笑一吟、率然成章、非_レ平生所_レ尚者。……今僕之詩、人
所_レ愛者、悉不_レ過_レ雜律詩与_レ長恨歌已_レ下_レ一耳。時之所_レ重、僕之所_レ
輕。(四部叢刊本『白氏長慶集』卷二十八)

「兼濟」「独善」とは、『孟子』の「達則兼濟天下、窮則独善其身」
に基づき、士の志すべき道を示したものである。白居易にとって、
自らの諷諭詩・閑適詩は、士の志を叙べたもので、道を顕したものに
他ならなかつたのである。篁が白詩に親炙し、影響を受けたこと
は、諸家の指摘される場所である。小島憲之氏は、「篁について、
私が特に興味をいだくのは、彼が詩人として、承和五年(八三八)
に船載献上されたと云ふ白楽天の詩、即ち『白詩』に、しかも實際
には早くもそれ以前に接し、自作の詩にこの白詩を撰取し」云々と
述べられ、『経国集』(天長四年・八二七成立)に載る篁の詩「秋雲
篇」にその具体的な影響の跡を指摘される。彼が二十三歳から二十
六歳の間のことである。その彼が、白詩に諷諭の詩法、否むしろ文
学精神を学んだと考えられないであろうか。「西道謠」の実体が知ら
れない以上、事は推測に属するが、後に「私曲」の論争に際し、「傷
時詩卅韻」を作つて参議滋野貞主に寄せた(1.6)ということもあ
せ考へるならば、彼の「兼濟」「独善」の志をうかがうことができよ
う。白居易は、進士に及第し、校書郎・翰林学士などを経て左拾遺
となり、しばしば直諫し、後、事に当たつて上疏したため左遷され、
晩年は太子少傅・刑部尚書となつてゐるが、その官歴や人となり
は、篁に通うものがあつた。篁は、この三十歳年長の異国の文人官
僚に私淑するところがあつたのではあるまいか。

さて、篁における白詩撰取の状はしばらく措き、2.2の歌の背景を、

他のもう一つの面から追求してみよう。それは、「やそしま」がもつ神事的背景である。

遣唐使が発向するに先立ち、その無事を祈願する神事が行われたことは、諸記録に遺る。2.2の歌の前に、安倍仲麿の「あまの原ふりさけみればかすがなるみかさの山にいでし月かも」(羈旅・四〇六)が巻頭におかれているが、これについても、『続日本紀』宝龜八年(七七)の記事を傍証として(仲麿遣唐は養老元年・七一八)、仲麿が出発に先立ち祈願をこめた春日の神を思い、いま故国に帰る海路にも神助を祈ったのではないか、とも推測されている。⁽¹⁵⁾

篁遣唐の際にも、発向の年の承和三年二月一日「廢務。為遣唐使」。祠天神地祇於北野也。同五月二十二日「為遣唐使。奉山階田原柏原神功皇后等陵幣帛」。等の記事があり、遭難して再度進発することになった承和四年三月二十二日「依遣唐使進発」。……奉幣帛於伊勢大神宮。同五年四月五日には「勅。自遣唐使進発之日。至帰朝之日。令五畿内七道諸国。誦海龍王經」と伝事までも加えている。この事は五月三日にも「是日。詔。令五畿内七道諸国。始自今月中旬。至使等帰朝之日。堅固講海龍王經」。相并転誦大般若經」とくり返される。承和六年帰路に際しても、三月一日「恐有風波之變」として、大般若經・海龍王經を転読せしめ、使者の帰朝まで継続せしめている(以上『続日本後紀』に拠る)。

ところで、篁遣唐の際の大使藤原常嗣一行が帰航の途についた時、山東半島付近で暴風にあい、船上で天神地祇を祭り、奉祀してある住吉大明神に祈願したという(円仁『入唐求法巡礼行記』⁽¹⁶⁾)。住吉の祭神はもともと海神であって、神功皇后の西征に際して示現し、のち住吉の地に鎮座した(記紀)という。従って、航海者に篤く信仰

されたのだが、この住吉の神と遣唐使との関わりでは、桓武天皇大同元年四月二十四日、「撰津国住吉郡住吉大神奉授従一位」。以遣唐使祈也。、『日本後紀』とあるのが古い記録である。してみると、篁らが難波の三津の浦から九州に向けて出発するに際して、公的なものでなくとも、住吉の神を祭ることが行われたのではなからうか。しかしなお、「やそしま」との関連は、明らかではない。

「やそしま」については、顕昭『古今集註』に、

3.4 又代初ニヤソシマノ使ト云事アリ其撰津国ニヤソ島ト云所ニテ禊スル歟或物云風土記云堀江ノ東ニ沢アリヒロサ三四町許名ヲバ八十頭島トイフ(『続々群書類従』)

云々とある。また『袖中抄』に、

3.5 代初にぞやそ島の使とて内の御乳母たちてやそ島めぐりと云事は侍。其もしまぐにて祓すべきを住吉浜のこなたにて、西の海に向ひてもろくの島くの神を祭と云り。

ともある。「八十島祭」は、天皇即位の大嘗会の後、難波の海辺で行われた臨時の祭儀で、一代一度の大儀であり、文献の上では、『文徳実録』嘉祥三年(八五〇)九月八日の条に初めて見え、四条天皇の時に停止されるまで、三十三代約四百年(うち文獻に見えないのは九代)に及び、住吉神・大依羅神・海神・垂水神・住道神などがこれにあざかった、⁽¹⁹⁾という。これについてはまた、

3.6 後白河院の御時、八十島の祭に、住吉にまかりて詠

み侍りける

権大納言隆季

住の江に八十島かけてくる人や松を常磐の友と見るらむ

〔新拾遺集〕卷十六・神祇・一四四〇〕

3.7

建久二年八十島の祭に住吉に罷りて詠み侍りける

西園寺入道前太政大臣

君が代は八十島かくる波の音に風静かなり住のえのまつ

〔同右、卷七・賀・六七九〕

3.8

住吉の行宮におましましける頃……神主国量八十島

の祭のかたを作りて奉りけるを御覧じて 後村上院御製

禊する八十島かけていましめや浪治まれる時は見えける

〔新葉集〕卷二十・賀・一四一七〕

この御製をうけたまはりて 従三位国量

君が代のあり数なれや禊する八十島ひろき浜のまさごは

〔同右、一四一八〕

などを誦歌とすることができ(本文は『国歌大観』)。また、これらの歌に「住吉(住の江)」「八十島かけて(かくる)」などの語が共通に見られることは注目されるが、いかんせん、これらは平安末期以降の作に属する。また後代、八十島の祓所を、住吉の玉出島⁽²⁰⁾磐出森、あるいは玉造の生国魂神社跡に比定するが、なお明らかでないとすべきであろう。

「八十島祭」は文徳天皇の代以前から行われたものであろうとする説もある⁽²¹⁾。そうでないとしても、「八十島祭」が国事として行われる以前に、その原型は存在したのであるまいか。八十島は瀬

戸内海のイメージをもつものであり、その海路の平安を祈る祭事の起源はおそらく古いものがあろう。これが国土生成の神話に結び付けられたのが、国事としての「八十島祭」であったろう。

もし、篁の時代に八十島の祭事の原型の存在が、また篁発向の際にその祭事が行われたことが想定できればよいのであるが、事は明確でない。ただ、諸例に照らして、遣唐使と住吉の神との深い関わりは、先に確かめることができた。そして、後代の記録とはいえ、「八十島祭」に住吉神・海神などが奉祀されたことも考えられてよい。文徳朝での「八十島祭」が、特定の社域に属していなかったこととは、『文徳実録』の記事に単に難波に向わしめたこと⁽²²⁾、及びその十三日後の九月二十一日の記事に、神祇官を住吉・大神社に派遣して祭事を行わしめたとして、区別されていることから推測される。

これらの事を考え合わせると、篁らの遣唐発向に際して、公の祭事ではなかったとしても、難波の浦に、(もしそのような言い方が許されるならば)「八十島の神々」(住吉神・海神などの)を勧請しての祭事があったのではあるまいか。さらに推測を重ねれば、篁遣唐の際と今配所に赴こうとしている際に、海路の平安を「八十島の神々」に祈ったであろう、二つの場面での思いが、2.2の歌に重ね合わされていた、とも見うるのではあるまいか。

「かく」は、「(目)かく」であるが、また「(神・願)かく」でもありうる。従って、「やそしまかけて」は、「多くの島々を目にかけて」ではあるが、また「八十島(の神々)に(海路の平安を)祈つて」の余意をもつもの、と見たいのである。歌意をなぞってみるならば、

私は今(八十島の神々に海路の平安を祈って)、大海原を、多く

の鳥々を目にかけて漕ぎ出したところだ。その事を、京なるあの
人に告げ知らせてくれ、海上に釣するあまよ。(かつて遣唐使とし
て進発する時も、神に祈って、私は無事でありえた。今また八十
島の神々に祈って船出した私を、神が守って下さらないはずがあ
ろうか。)

右の歌意の多くの部分は、加えずもがなであるのかも知れない。
そしてまた私も、この歌について、作者の配流の身のあわれさ、前
途のはるけき思い、また断ちがたい別離の思いなど、しみじみとし
た情調を以て味わうことを、決して否定するつもりはない。しかし、
これまで見てきた篁の人物像からは、この非運の時に際してもなお
打ちひしがれた哀れつばさを感じさせない、むしろ傲然たる面構え
が、この歌の背後に浮かんでくるように思われてならないのである。

右の視点を以て2.6の歌を見ると、この歌も単なる流謫の人のあ
われのみでは解しえないものがあるように思われる。この歌は、隠
岐流謫の生活のあわれを叙するというものの、初句「おもひきや」
の反語には、屈折した思いが寄せられているように思う。

「かつて思つたらうか、思いも寄らなかつたことだ」という、か
つての時は、篁が流される以前のいつの時であつてもよいのだが、
また、篁配流の因をなした、彼の乗船を大使常嗣が取り上げようと
し、篁が激しく「抗論」した時点(1.3)を重ねて考えてもよいので
はあるまいか。

篁が「抗論」したことも、また病と称して籠居し進発しなかつた
ことも、篁自身の意識において非違ではありえなかつたであろう。
彼自身の半生に照しても、一点の非違もなかつたという自負があつ
たらう。非違は彼の人々にあつておのれにはない。正論がしりぞけ

られ、正論を述べたが故に流罪となる、おのれの皮肉な運命を、苦
くかみしめているのが、この歌ではあるまいか。ここでも彼は、決
して運命に屈してはいないのである。

さて、承和五年(八三八)十二月十五日、篁の隠岐遠流の勅が下
され、十二月二十七日、官位剝奪、ついで配流となつた篁は、承和
七年(八四〇)二月十四日には召還されることとなり、六月十七日
に入京した。この間、六年九月には遣唐使の一行が無事帰国し、つ
いで七年四月二十三日には大使であつた常嗣が薨じている。八年閏
九月十九日の記事では、

3.9 授_二无位小野朝臣篁正五位下_一。詔曰。篁雖_レ期_二奉_レ国_一。猶_レ悔_レ失_レ。
晨_一。朕_レ願_二惟_レ旧_一。且_レ愛_二文_レ才_一。故_レ降_二優_レ賈_一。殊_レ復_二本_レ爵_一。

右によれば、然るべき人を通じての状が、篁から奉呈されたもの
のようである。かくて本位に復した彼が、十月十五日刑部少輔に任
ぜられ、以後官歴を重ね累進したことは、「伝」に見るごとくである。

その彼が、仁明帝の恩寵にこたえ、自己の人格、学識を投入し、
文人官僚としての真面目を発揮する時機が、やがて訪れた。「伝」1.6
の「私曲」の論争である。事の経緯は略するが、篁が「恨_二此論之不
平_一」とある。「恨」は「遺憾に思った」というほどの意味であろう
が、また「作_二傷_レ時詩卅韻_一」ともある。正義を求め時事をうれえる
篁の面目が躍如としていないか。承和十三年(八四六)五月
二十三日、権左中弁を兼ねた篁が、最も情熱を傾けた時代である。
事は、彼の「上表及所_レ執律文」が嘉納され、やがて解決に向う。翌
年正月の参議任官、従四位下叙位は、おそらくこの時の功績による

ものであろう。篁にとって一旦の挫折はあったものの、四十六歳にして、父岑守と官を同じうしたわけである。嘉祥二年（八四九）五月には、病を以て一旦官を辞している。同三年（八五〇）三月十九日、仁明帝は病篤く、落飾入道され、二十一日遂に崩御された。御年四十一。篁四十九歳の春である（以上『続日本後紀』、及び『文徳実録』の「伝」による）。

四 古今集所載歌の考察（その三）

2.4 「水のおもに……」の歌は、詞書と歌の表現によって、諒闇の年、池畔の花に寄せて先帝追慕の情を詠んだものと分るが、この歌についても、従来語義は云々されてきたものの、その場面の究明は未だしの感があり、従って篁の心情を十分に汲み取るところまでには至っていない。

諸注には、第一に「しづく」の語が『万葉集』などに「底」の語と共に用いられていること（「水のおも」との関連）、また「しづむ」とする本があることなどから、その語義が多く論じられており、第二に上二句について、形式的な序か、有心の序か、あるいは比喩であるか、について異見が見られるのであるが、要するに歌意そのものは、

池の面に静かに深々と影をおとしている桜の花の、色のさやかであるにつけ、さやかに先帝の御面影が思い浮かび、またそのお蔭がしみじみと思われることよ。

というのであろう。しかしながら、歌の口訳はそれとして、この歌には、単なる追慕、感懐の歌としてのみはとどめえないものがあるように思われてならない。そのわが思いのよつて来たるところを考えてみれば、一つには、作者篁に反骨の詩人のおもかげを見るから

であり、また一つには、諸注がこの歌の作歌事情を明らかにしていない、あるいはしようとしていない、そのことへのはがゆさにも関わっているようである。

この歌の具体的な場面をとらえようとするとき、まず次の三つの問題点があげられる。

（詞書） （歌） （問題点）

- | | | | |
|---|-------|------|---------|
| A | 諒闇の年 | 君 | どなたの諒闇か |
| B | 池のほとり | 水のおも | どこにある池か |
| C | 花を見て | 花 | 何の花か |

この問題に関して、篁の関歴と歌の表現との両面から、仁明天皇の諒闇時の感懐であろうことを最も詳細に論じられたのは、阿部俊子氏である（前掲書八一九〜八二〇ページ）。いまその説の概要を示せば、

(1) 篁は、桓武・平城・嵯峨・淳和・仁明の五代の崩御にあつてい
る。

(2) 桓武の時は篁五歳。平城の時は二十三歳の若い卑官であり、へ君
のみかげをさやかに思ふといふほどの立場ではない。

(3) 崩御の日は、平城が七月七日、嵯峨が七月十五日、淳和が五月
八日で、『古今集』でいふ花、即ち桜に感懐をよせて歌を詠じる
のに不自然である。

(4) 嵯峨は遣唐発向の事に関して篁の罪を断じたのであり、『君が
みかげのおもほゆるかな』とよむのは自然でない。

(5) 淳和崩御の時、隠岐配流の身であつた篁は帰京しておらず、ま
たその在位中に親近していたとは考えられない。

(6) へ結局嘉祥三年三月二十一日当時四十九歳参議として奉仕して
ゐた仁明天皇の崩御のあとの詠であらう。隠岐に流されていた

篁が、一年余で召還されて本位に復し、以後藏人頭、参議と累進したのは、仁明之恩寵によるところで、「水面にうつる花の色に亡き君のありがたい思ひ出と佛をしみぐ思ひしのぶ」といふ感懐をよんだとして何の不自然もない。従つて「彼の晩年の嘉祥三年四十九歳、ことに自らもいささか健康を害してゐた頃の詠」と考えたい。

（へ）内は原文引用）
 というものである。要約の粗いところはお許しをいただきたいが、この阿部氏説と諸説とを、先のA・B・Cの三点に整理してみる。

Aの「諒闇」について、仁明帝としたものには、契沖の『餘材抄』があるが、その根拠は示されていない。しかし以後は契沖説に無条件に随うものが多く、また従つて、近代の諸注のほとんどがこれを疑い、または分らないとする結果を招いている。このような中で、阿部氏説はきわめて注目すべきものというべく、松田武夫氏『新釈古今和歌集』下（昭五〇、森本元子氏担当）が、おそらく阿部氏説を考慮に入れながらも、「諸注が仁明天皇の崩御をあてるのは、比較的穩かと思われるが、明証をえないので、断定はできない」とし、また竹岡正夫氏『古今和歌集全評釈』下（昭五一）が「餘材抄」を引くのみで、「亡くなった仁明帝は時に四十一歳であった」とするなどは、対照的なものを示している。

Bの「池」のあり所については、これまで特定しようとしたものを知らない。香川景樹『正義』の「そは何国の池にまれ、いかなる花にまれ」云々は、形式序であるとするための論だが、随分乱暴な話ではある。

Cの「花」について、また『正義』が「必ず桜の時とも思はれず。この頃は桜は桜とありて、たゞ花とのみあるは諸木の花なり」と、おそらくは賀茂真淵『打聴』の説に随い、以後は「何の花とも分ら

ない」（窪田空穂氏『評釈』）というのが一般である。阿部氏説は、結果として私見に合するが、氏が前提とされた、『古今集』における「花」は「桜」である、という観念は、『餘材抄』においてすでに否定されていたはずのものであった。⁽²³⁾

以上のごとく、最も詳細綿密をきわめ創見にみちた阿部氏説もまた、この歌の場面を特定するには至っていないといふべきであらう。ここに『文徳実録』の、次の記事がある。

4.1 三月……壬午。右大臣藤原朝臣良房於東都第一。延屈智行名僧。奉為先皇。講法華經。往年先皇有聞大臣家園桜樹甚美。戲許大臣。以明年之春有翫其花。俄而仙駕化去。不遂遊賞。属春來花發。大臣恨曰。先皇所期之春。今日是也。春來依期。仙去不歸。花是人非。不可堪悲。道俗會者莫不為之流涕。公卿大夫或賦詩述懷。或和歌歎逝。（仁寿元年—嘉祥四年—の条）

右の史料は、これまで和歌史的には注目されてきたものである。⁽²⁴⁾すなわち『古今集』前史をなす歌会的行事としてである。しかし、篁の哀傷歌（2.4）と結び付けて考えられたことはなかった。もしこれを、篁の歌の場面とすることができれば、この歌の解釈にまつわるあいまいさは、ほとんど解消せられるであらう。

時は嘉祥四年（四月二十八日改元、仁寿元年・八五二）三月十日、仁明天皇の「諒闇の年」である。『正義』は「諒闇の年と緩びたるを見れば必ず桜の時とも思はれず」としたが、仁明帝の諒闇は、嘉祥三年春から明くる四年の春に及ぶのである。さて右大臣藤原良房邸（染殿第）は「桜樹」の美を以て聞え、仁明帝は先にこの年嘉祥四

年の春の行幸を仰せられていた。然るに帝は前年の春崩御せられ、遂にその期を得なかった。良房は「花」の時を選んで法華経会を催し、また、参会した「公卿大夫」は詩歌を詠じて先帝を追慕し奉った、というのである。美辞麗句を連ね、一読して良房讚美と見てとれるが、それはともあれ、良房邸であれば当然「池」があったであろうし、その「池のほとり」で、水面に映する「(桜の)花のかげ」を、篁は見たのでなかったか。時に篁は参議兼近江守、正四位下、五十歳の春であった。

右の記事が、確かに篁の歌の場面であるかということになると、何らの「明証」はない。事は推論に属するのだが、この記事と篁の歌とを重ね合わせて、そこに矛盾したところがなく、歌の場面が鮮明に浮かび上がってくる、ということは強調しておかねばならない。

私は、阿部氏が仁明帝崩後の歌と推定されたことを妥当と考えるのであるが、その時期については、先の史料を傍証として、嘉祥四年(仁寿元年)春三月十日、良房の染殿第における先帝追善法華経会の後宴の際の歌であろうと考える。

当時、良房の上には左大臣源常があつたとはいへ、良房は当代の外戚(文徳帝の母后順子の兄、文徳の後明子の父、皇太子惟仁親王の外祖父)として、ゆるぎない地位と権勢を固めつつあつた。仁明帝崩御の嘉祥三年三月二十一日の四日後、二十五日に明子に第四皇子(惟仁親王)誕生。この段階では良房になお不安があつたと思うが、この年十一月二十五日、生後わずか八か月の惟仁親王を皇太子に立てることに成功している(九歳で即位して清和天皇。良房は太政大臣、のち摂政)。この事はとりも直さず、紀氏の縁につながる第一皇子惟喬親王(母紀名虎女)、第二皇子惟条親王(母同じ)、また第三皇子惟彦親王(母滋野貞主女)の排除の上に成り立ったもので

ある。そして明るる嘉祥四年の三月二十日に「修²⁶ 先皇御忌齋於嘉祥寺。百官尽会。」(「文徳実録」と、公の忌齋が修せられるのに先立ち、同月十日、かねて先帝の仰せがあつたことに因むとして、あえて私的な法会を営んだことには、良房のただならぬおごりが感ぜられるのである。当代一の権門による先帝の追善供養を名とする法会への参会は、「公卿大夫」にとつて否みがたいものであり、あるいは恰好の踏絵だったのかも知れない。もし、このような背景のもとに篁の歌が詠まれたのだとすれば、先帝追慕の情はさることながら、法会のととの、遊宴の気分の漂う中で、そのような雰囲気に向背を向けて池畔にたたずみ、先帝の思い出にひたっている作者の心姿を想像することができようであろう。そこには、権勢にこびず、反骨の人として生涯を貫いてきた篁の、屈折した思いと姿を見せている。

篁作と目すべき和歌は、『古今和歌集』所載の、以上六首が遺るにすぎない。しかしながら、六歌仙時代を含めそれ以前においては、在原業平・小野小町・遍昭につぐ第四位の入集数であり、小島憲之氏のいわゆる「国風暗黒時代の末期より国風擾頭時代にまたがった」⁽²⁵⁾ 時期にひとりそびえ立つ孤高の歌人でもあつたのである。「真名序」にその名を遺す⁽²⁶⁾ 所以であろう。

五 結 語

以上、篁の伝をたどり、その人となりと閨歴とをとらえながら、『古今和歌集』所載歌六首に現れた、その文学的特質を、私なりに明らかにしようとしてきた。概していえば、それらは、彼の中国文人的な教養と気概、その人生における数奇な運命、特に一時期の挫折を反映して、屈折したものを見せていた。若くして白詩に親炙し

た彼が、白詩のもつ政治性、社会性の片鱗をその詩に見せながら(ただし作品は遺らないが)、遂にそれを和歌文学では実現しえなかったのはなぜか。この事については、長歌の衰退と同じ因由が関わっていると思われるが、ついでにいえば、公的な物言いの場合は漢詩文にあり、和歌は専ら私懷を述べるものとなった、ということであろう。和歌を以てする公的なものにふれた物言いは、おのずから屈折したものにならざるをえない。その「屈折」した物言いの奥に、篁の「反骨の人」としての風貌があり、また、六歌仙時代をさかのぼる時代にひとり立つ「孤高の歌人」のおもかげがあったのである。

篁の歌に接するとき、深いあわれを感じつつも、それがいかなる事にふれての感懐であったのか、その歌の世界がただちには伝わってこない憾みもまた感じさせられる。壬生忠岑『和歌体十種』(天慶八年・九四五)は、その餘情体五首の中に、篁の22「わたの原……」の一首を取め、その体の特質を、「詞標一片。義籠万端。」といっている。ちなみに、「義実以無曲折為得耳。」というものを直体とする。篁の和歌の表現の特質を一言でいえば、まさに餘情体というものであったろうか。

付記

本稿は、紙数制限の中で、小野篁の人と和歌について論じてきた。もとより、「小野篁論」としてならば前掲I-Vの全分野を、「文学性」を論ずるならば漢詩文を、視野に入れるべきであるが、上述の事情と筆者の力不足とによって果しえなかった。また、筆者はかつて、「八十歳かけて考へ小野篁作歌の再検討」(北海道教育大学札幌分校国語国文学研究室編『国語国文学研究論文集』第二十一集、昭五二・三)、「小野篁作哀傷歌一首の解釈、または歌の意味について」(同上第二十二集、昭五二・三)なる二編の小論を草したことがある。もとより粗稿に過ぎないが、本稿を成すにあたり、その大部分を、三、四の章に組み込んだ。一言付記する次第である。

注

- (1) 「尊卑分脈」から摘録すれば、
敏達天皇——春日皇子——妹子——毛人——毛野——永見——峯守——篁
妹子は大德冠、毛野は中務卿・大式・中納言・從三、永見は從五下・陸奥介・征夷副將軍、峯(岑)守は左馬頭・近江・陸奥・美濃權守・治部大南・勘長官・皇太后大夫・右少弁・少外記・大式・刑部卿・式部少南・春宮亮・參木(議)・從四上(正四下)・内藏頭・畿内觀察使判官と、官職位階が記されてある。
- (2) 「三代実録」清和天皇貞観五年五月一日の条。
- (3) 「三代実録」陽成天皇元慶四年八月三十日の条。
- (4) 「文徳実録」仁寿二年十二月二十二日の条(本文14参照)。
- (5) 「本朝書籍目録」に載す。
- (6) 「古今和歌集」真名序にも、「雖風流如野宰相。輕情如^レ在納言。」として、その名を遺す。「在納言」は在原行平(八一八—八九三)。
- (7) 小島憲之氏「小野篁の秋雲篇をめぐって——『一片』考——『王朝』第三冊、昭四五。ここで小島氏は、「秋雲篇」の結句に「神仙的逃避的な口吻」をとらえ、文学としての「あや」か否かを検討し、遣唐の事に際しての言行も合わせて、「何か熱血的直情的で、『すね者』的な心情が青年時代に早くも潜んでゐたのではなかったか。特にこの詩の逃避的な結句は、古今集の彼の作、しかりとして……(本文2.5参照)に一脈通じるものがある」としながらも、その結句が中国の故事に出たものであり、「やはりこの逃避的な表現は、篁の本意といふよりも、『あや』(フイクション)の方に重みをかけて考へるべきであらう」と、慎重に述べておられる。
- (8) 竹岡正夫氏著「古今和歌集全評釈」下、昭五一、九三六ページ。前掲注(7)小島氏と同じく、本文2.5の歌についての評。本文は次章に引く。釈でも竹岡氏は、小島氏著「国風暗黒時代の文学」中(注)によって、篁の逃避的漢詩について注意している。
- (9) 1.2では天長九年の記事中にあるが、実際は同七年四月十九日歿。
- (10) 森克己氏著「遣唐使」(日本歴史新書、昭三〇)二〇四—二〇六ページに拠れば、十八次にわたる遣唐使の内、中止・廃止を除く十六回中、往復とも無事であったのは八回に過ぎない。
- (11) 『続日本後紀』嘉祥三年三月十九日(仁明天皇崩御の前々日)の記事に拠れば、「是日。天皇落飾入道。誓受清戒。四品中務卿宗康親王。從四位上阿波守源朝臣多。同時入道。並天皇之皇子也。時人莫不悲之。」とある。

る。良岑宗貞（遍昭）の出家は同月二十八日。

(12) 竹岡正夫氏『古今和歌集全評釈』下、昭五一、七九一ページ。

(13) 金子彦二郎氏、小島憲之氏などに多くの著書、論文がある。

(14) 前掲注(7)論文。

(15) 小川環樹氏「三笠の山に出でし月かも」【図書】一九六七・九。『続日本紀』には、二月戊子。遣唐使伴天神地祇於春日山下。……副使小野朝臣石根重修「祭祀。」とある。

(16) 森克己氏前掲書六五―六六ページに拠る。

(17) 『文徳実録』に、「遣宮主正六位下占部雄貞……等。向撰津国祭八十嶋。」とある。

(18) 安津素彦・梅田義彦氏共編『神道辞典』（昭四三）に拠る。

(19) 「延喜式」に拠る。

(20) 吉田東伍『大日本地名辞書』に拠る。

(21) 前掲注(18)に拠る。

(22) 前掲注(17)参照。

(23) 『古今集』春歌での「花」の歌について、「花は桜である」とすることの誤りについては、契沖『餘材抄』に先見があり、北海道教育大学小泉弘教授が『業成古今和歌集選』（昭四五）の中で明快に論じておられる。

(24) たとえば小沢正夫氏『古今集の世界』（昭三六、昭五一増補版七〇―七一ページ）、橋本不美男氏『王朝和歌史の研究』（昭四七、一三〇―一三二ページ）などがある。

(25) 前掲注(7)論文。

(26) 前掲注(6)参照。

（本学助教授・札幌分校）